

令和6年度第4回山口県日本海海区
漁業調整委員会議事録

令和7年3月21日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和6年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年3月21日（金） 午後1時22分～
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和7年3月12日（水）
- 5 通知した項目
 - (1) 議題
 - 第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
 - 第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
 - 第3号議案 特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
 - (2) その他（報告事項）
 - 報告事項ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について
 - 報告事項イ 第22期第5回響灘連合海区漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項ウ 第58回島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項エ 第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項オ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
- 6 出席者
(委員：14名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、
若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水
津 克紀、濱谷 正
(県及び事務局)
水産振興課
 - 漁業調整取締班
 - 主査 吉中 強
 - 主査 枝廣 直樹
 - 技師 大谷 拓也
 - 生産振興班
 - 主査 吉田 剛
 - 主任 國森 拓也下関水産振興局
 - 主査 神尾 豊萩・長門農林水産事務所
 - 主査 松永 善文
 - 事務局長 向井 秀

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第3号議案 特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

(2) 報告事項

ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について
水産振興課から報告を受けた。

イ 第22期第5回響灘連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

ウ 第58回島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

エ 第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
水産振興課から報告を受けた。

オ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 定刻前ですが、本日出席予定の方全員お集まりですので、ただ今から令和6年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に、瀨本会長からご挨拶をお願いします。

濱本会長 はい、どうも、こんにちは。
 年度末でご多忙の折、委員の皆様にはご参集いただきましてありがとうございます。
 今日は今年度4回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いいたします。
 円滑な議事進行にもご協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

向井事務局長 ありがとうございます。
 それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程4条2項の規定に基づきまして「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長にお願い致します。

濱本会長 議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。
 今回は西島委員さん、仁保委員さんをお願いします。

濱本会長 それでは第1号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局長の中元です。お手元の資料の1ページをお開きください。
 令和7年3月12日付けで山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。
 説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。
 資料の2ページ、3ページをお開きください。
 新規の許可をするときは、制限措置を定めて公示しなければならないとされております。
 今日は、県内の許可4件についてご審議をいただきたいと思っております。
 まず、制限措置について、整理番号1番、小型機船底びき網手繰第2種えびこぎ網についてご説明します。
 こちらは仙崎支店より要望が上がってきているものになります。
 許可又は起業の認可をすべき船舶の数が1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は48キロワット以下、15馬力以下、操業区域は後ほど説明いたします。
 漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は、山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網

手繰第一種（山口県外海を操業区域とする小手繰網）及び小型機船底びき網手繰第二種（下関許容海域、油谷湾許容海域及び萩湾許容海域を操業区域とするえびこぎ網）の許可を有しない者となっております。

続いて、整理番号2番、小型機船底びき網手繰第三種なまこ桁網についてご説明します。

こちら仙崎支店より要望が上がってきているものになります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、船舶の総トン数3トン未満、推進機関の馬力数は48キロワット以下、15馬力以下、ただし、電気点火機関にあつては30キロワット、15馬力以下となっております。

漁業時期については、11月1日から翌年3月31日までとしております。

漁業を営む者の資格として、山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者となっております。

続いて、3ページの方に移ります。整理番号3番、すずき建網についてです。

こちら仙崎支店より要望が上がってきているものになります。

許可または起業の認可をすべき船舶の数は1隻、船舶の総トン数は定めなし、推進機関の馬力数も定めなし、操業区域は後ほど説明します。

漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格として、山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同権者の同意を得た者となっております。

続いて、整理番号4番沖建網についてご説明します。

こちらは立石支店より要望が上がってきているものになります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、船舶の総トン数は定めなし、推進機関の馬力数定めなし、操業区域は山口県外海、ただし、第2種共同漁業権設定区域を除く、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は、山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者としております。

続いて2番、許可又は起業の認可を申請すべき期間として、令和7年3月24日から令和7年4月23日までの1カ月としております。

許可の有効期間としては、許可の有効期間の末日は既存同許可の有効期間の末日と同日とすることとしております。

続いて、資料の4ページをお開きください。こちらからは、別記ということで、操業区域を文章で載せております。

続いて、資料6ページをお開きください。これ以降は、操業区域の参考図を載せております。

次に、資料の7ページをお開きください。7ページから、それぞれ許可の条件を載せております。

後ほどご覧いただければと思います。説明は以上です。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

濱本会長

ただ今説明がありました、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

ご意見等がなければ、第1号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。
第1号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
続いて、第2号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

はい、事務局書記の中元です。お手元の資料11ページをお開きください。

令和7年3月10日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。

説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査

水産振興課生産振興班の吉田と申します。それでは、資料11ページ以降、第2号議案について説明をさせていただきます。

資料11ページにあります通り、この度、山口県資源管理方針の一部改正ということで、法の規定に基づきまして諮問をさせていただくものです。

具体的には、12ページ以降の説明資料で説明させていただきます。

資料12ページのですね、下の図にあります通り、県の資源管理方針についてちょっと簡単に説明させていただきますと、資料12ページの下の方でございますけれども、基本的には、今、改正漁業法に基づいて、資源管理の方法については、漁獲量の管理を基本とするということで、いわゆる漁獲可能量、TACが国の方から大臣管理区分となる大中型まき網とか、関係都道府県の方に国が定めた漁獲可能量が通知されるという、TAC魚種の場合はそういう風な流れになっておりまして、県の資源管理方針においては、国から割当てられた漁獲可能量、TACを県内の関係漁業種類にどのように配分するか、その配分基準等を定めたものということで、関係都道府県の地域の実情に応じた資源管理を行うための方針を定めたものでございます。

くろまぐろについては小型魚と大型魚に区分して管理しているわけ
でございますけども、今回、くろまぐろの小型魚に関する県内漁業種
類の配分基準を変更するということと合わせてですね、くろまぐろに
ついては、国際機関、W C P F Cにおいて色々資源管理の方針が定め
られて、それについて関係国が資源管理を行う形になってございま
すけども、その中で、0歳魚の小型魚ですね、できるだけ漁獲を増や
さないように努めるという努力目標が設定されたことから、それを担
保するための措置を関係都道府県の方針に追加するというので、この
2点ほど、変更がございまして、この度諮問をさせていただきたく
いうこととでございます。

それでは、12ページの概要から説明させていただきます。

ご承知の通り令和7年管理年度からくろまぐろの漁獲枠については
小型魚が10パーセント、大型魚が50パーセント増えたというこ
とで、近年ですね、海の中にくろまぐろがいるんだけど漁獲枠に制限
がかかって獲れないというような状況があり、様々な調整が発生した
ところですけども、そういった資源状況に応じてですね、来年度から
日本国における小型魚枠、大型魚枠は増えたという状況とございま
す。

それに基づいてですね、国の方からT A Cが関係管理区分、大臣許
可漁業なり、都道府県に配分するということとですけども、その配分基
準も変更になったというところとでございます。

それを受けまして、くろまぐろについては県内で山口県太平洋クロ
マグロ資源管理協議会を立ち上げて、関係者の方々と資源管理の内容
を協議していただいているところとですけども、その中で、配分方法、
関係漁業種類へどのように配分して行くかっていう配分基準も変更に
なりました。

具体的には国からのT A C配分については、4月当初から操業をす
るための漁獲枠として、当初配分とですね、追加配分として、一応国
際的なルールの中で漁獲枠を消化しきれなかったものは一部繰り越
化することができるというような規定がございまして、日本国にお
いても関係都道府県、大臣管理区分において余剰ができた部分は
ですね、翌年度に国のルールに基づいて追加配分という形のもの
が行われるんですが、それが大体5月頃に行われるわけと
ですけども、その配分基準については、従前は平成25年から27
年の漁獲実績割りという形で配分されたものを、直近の漁業種
類ごとの漁獲高に応じて配分するということになりましたので、
その規定を変更するというものでございます。

資料は飛びますが、資料の14ページ、15ページをご覧ください。

具体的な書きぶりについては15ページの左、新旧対照表の
新しいところに但し書きとして追加したものでござい
ますけども、当初配分については前段の残り、平成25年
から27年までの漁獲実績を基本と

した割合で配分というところですけども、但し書きを追加して、追加配分についてはというところで新たに規定を設けたというものでございます。

すいません、もう一度資料の13ページの方をご覧ください。

13ページの2番でございますけども、こういう形で県の方針におけるくろまぐろの規定を変更したというものでございますけども、本来であれば追加配分の規定については、今、表にあります通り、直近の漁獲実績割に基づき配分すると定めても良いのですが、今現在ですね、ご承知の通り、くろまぐろの資源管理については、山口県太平洋クロマグロ資源管理協議会において県内の関係漁業者の方々にご参集していただいた上で実質的なくろまぐろ資源管理の意思決定を行っていただいているというところで、後ほど、ちょっとまた第3号議案の方で、協議させていただきましますけども、このあらかじめ山口県日本海海区漁業調整委員会の意見を聞き定めた方法っていう形を、この資源管理協議会、山口県太平洋クロマグロ資源管理協議会の決定事項を採用するというような形で、いわゆるその協議会で定められたものを迅速に適用するという趣旨で、追加配分の規定についてはこういう書きぶりにさせていただいてるというものでございます。

続いて、3番目でございますけども、WCPFC合意事項による0歳魚の漁獲削減の努力義務というところで、くろまぐろの資源管理の大きな流れとしましては、小さいくろまぐろの漁獲を抑えればくろまぐろが増えやすいというような方針がこの国際機関の方で出されているところでございます。この度ですね、その国際機関の中で、0歳魚ですね、小型魚のうちでも0歳魚、いわゆるヨコワのですね、漁獲努力量、2キロ未満のくろまぐろ、ヨコワの漁獲努力量をできるだけ抑えるという合意がされたので、この度、その努力義務を担保するために、資料の15ページにまた戻っていただいて、第4の方に令和6管理年度、今の管理年度の水準から増加させないように努めるというような文言を追加させていただいているところでございます。

関係者の皆様にはご承知のところだと思いますけども、来管理年度からですね、いわゆる小型魚を取り控えて大型魚を獲るというような措置、いわゆる振替措置というものが国際機関の中のルールで本格的な運用がされるというところでございます。

具体的にはですね、いわゆる小型魚の枠を大型魚に振り替えた場合はですね、等量で振り替えるのではなくて、1.47倍して振り替えることができるという措置が設けられて、本県でもかなり来管理年度から小型魚枠を大型魚枠に振り替えるというような措置が取られる予定になっておりますので、自然体で操業していただければ、この努力規定を十分に達成できるというふうに県としては考えているところでございます。

以上、この度、くろまぐろの資源管理について大きな動きがありまして、県の資源管理方針の内容を2点ほど変更することが生じたので、この度、諮問させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっと1点いいですか。
0歳魚ってかなり小さいんだけど、漁獲実績はどれぐらい今あるかわかります。

吉田主査 小型魚全体の漁獲実績っていう面ではしっかり管理しているのですが、サイズごとの、さらに細分したものっていうのは、ちょっと今確認できないところですけども、基本的には、ヨコワは概ねそのぐらいのサイズ感という風に考えています。今年度はですね、ちょっと大きなサイズが獲れているという話ですけども。

仁保委員 今年度、今現在30キロ未満の枠は、ほぼ消化しそうですか。
小型魚はほぼ100パーセント近いですか。大型魚はまだ残っていますか。

吉田主査 そうですね、大型魚は消化率があまり進んでいなくて、半分程度という、細かい数字を今ちょっと持ち合わせてないんですけども、半分程度という状況です。

仁保委員 分かりました。

濱本会長 他にご意見等がなければ、第2号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。
第2号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
続いて、第3号議案 「特定水産資源（くろまぐろ、するめいか）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局書記の中元です。お手元の資料の16ページを開いて

ください。

令和7年3月10日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。

説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査

引き続き、第3号議案についても水産振興課生産振興班の吉田から説明させていただきます。

座って説明させていただきます。資料の16ページをお開きください。

特定水産資源、いわゆるTAC魚種に関する令和7管理年度における知事管理漁獲量ということで、この度、資料の17ページ、18ページにあります通り、魚種ごとにTAC魚種の管理年度の開始期間というのはまちまちですけれども、くろまぐろとするめいかにつきましては、毎年4月からですね、管理年度が始まるということでございます。

ですので、この度、17ページ、18ページにありますくろまぐろの大型、小型とするめいかの配分、国から配分されたものを山口県の資源管理方針に基づいて、関係漁業種類に配分をしないといけないことになってございますので、その内容について諮問をさせていただくというものでございます。

資料の20ページをお開きください。

資料20ページの上の図、先ほどの2号議案と同じ図でございますけれども、この度国の方から山口県に対する漁獲可能量、TACの配分がありました。

で、法律に基づいてその配分があった場合は、県の資源管理方針の配分基準に基づいて関係管理区分、関係漁業種類に配分を、量を定めるということになってございますので、この度諮問させてもらったということでございます。

それでは魚種ごとに、配分基準と配分数量について説明をさせていただきます。

資料の21ページでございますけれども、まず、くろまぐろの小型魚については配分基準として定置漁業とその他に分かれておりまして、それぞれの配分基準が①、②という風になってございます。

先ほど配分基準については説明させていただきました通り、当初配分については平成25年から27年の漁獲実績、具体的には定置漁業については17パーセント程度で、承認制、その他漁業については83パーセント程度という形になってございますので、その配分基準に基づいて山口県に割り当てられた138.6トンから0.1トンの留保額を差し引いて配分するというものでございます。

それに基づいて配分すると、定置網については23.4トンで、その他漁業については115トンというものでございます。

続いてくろまぐろの大型魚でございますけども、くろまぐろの大型魚については、県の資源管理基本方針の中では管理区分を設けずに一本での取扱いになってございますので、県に割当てられた56.3トンのうち留保枠0.1トンを除いた56.2トンをですね、山口県くろまぐろ大型漁業に配分するというものでございます。

で、22ページを開きください。するめいかについてはですね、現行水準という形で、山口県におけるするめいかの全国的な漁獲実績のシェアの順位が全体の8割の中に入らない、いわゆる全国の中では山口県はするめいかをあまり獲ってないというような位置付けでございまして、そういった魚種については現行水準という形で目安数量を示して管理するという風な形になってございますので、配分された現行水準に基づいて、県内の配分は現行水準でございます。

すいません、ちょっと資料の訂正をお願いします。

現行水準の目安数量110トンって書いておりますけども、これ50トンの誤りでございます。

すいません、訂正いたします、50トン未満ってということで。

で、以上が令和7年管理度の4月から始まるくろまぐろ大型魚、小型魚とするめいかに関する知事管理区分の配分数量の内容の説明でございます。

後ですね、もう1点、附帯決議でございます。2点ほどございます。

で、1点目がくろまぐろに限らずあじ、さば等についても同様に管理年度前に付帯決議として協議させていただいているところでございますけども、管理年度途中で山口県の漁獲枠が国の追加配分等で増えた場合においても手続き中にその漁獲枠が逼迫するという可能性がありますので、来管理年度につきましても山口県の漁獲枠が増えた場合については、事後報告という形を取らせていただきたいと思いますと思っております。

で、2点目として23ページの②でございまして、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけども、別紙の1-3くろまぐろの小型魚の配分基準につきましましては、その配分基準の規定として、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞いて定めた方法によって配分するというような書きぶりがございます。

県の方針では、先ほど説明させていただきましたけども、当初配分のみ平成25年から平成27年の漁獲実績に基づいて配分すると定めておりまして、その他の追加配分等があった場合はあらかじめ海区漁業調整委員会に意見を聞いて定めた方法という形にさせていただいております。

山口県内のくろまぐろの資源管理を行う上での意思決定が山口県太平洋クロマグロ資源管理協議会で行われておりまして、その中で状況に応じて審議していただいて、その都度様々なくろまぐろの資源管理

に関する内容を意思決定していただいているということでございますので、この「あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞いて定めた方法」については、山口県太平洋クロマグロ資源管理協議会で決定された内容とすることについて了承いただきたいというものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっといいですか。これ、24ページの内容は今の説明の中に含まれるんですか。

また、別に今から説明があるのですか。

吉田主査 その記事の内容と直接的には関係しないので、ちょっとすいません、割愛させていただきました。

中島副会長 追って説明があるのですか。いや、ここのこと聞きたいんだけど、今の段階で聞いていいのかどうか。

今説明があった中で、24ページに、小型魚から大型魚への転換ということで、これは、だから、今作る最初の資源管理計画の中には反映されてないということですか。

で、4月になったらこういうことをやりますよという理解でいいんですかね。

吉田主査 そうですね。だから、今時点の配分としては今申し上げた小型魚138.6トン、大型魚56.3トンという形ですけども、同時並行で、今、国からの要望調査に基づいて回答してる内容がこの内容ということですか。

4月以降にこの内容に変更される予定です。

中島副会長 ということは、それをまた追ってこの委員会で報告しますよということですね。

吉田主査 報告させていただきます。

中島副会長 それで、参考までに聞いておきたいのですが、138.6トンの定置漁業とその他の漁業の配分は先程の説明で分かりました。

で、今度は変更後の103.2トンになる場合、これの割合はどうかになるんですか。

吉田主査 すいません、ちょっとこちらには書いておりませんが、基本的には、定置のですね小型魚を振り替えるのは0で、全て承認制の漁業の方々が、この梅雨の時期にですね、大型魚を漁獲したいということで振り替えたということなので、この振り替えは全量その他漁業、承認制漁業という内容でございます。

中島副会長 だから、大型魚への振替分は承認制漁業になると。
で、小型魚について定置漁業の漁獲可能量は今までと変わりませんよと、3月から4月になってもということですね。
その他漁業が減少しますよということですね。

吉田主査 そうですね、

濱本会長 いいですか。

中島副会長 私はいいけど、皆さんはどうですかご理解されていますか。

森澄委員 どんなかと言われても---。
漁師も角島に限っての話ですけど、大型魚にシフトして獲ろうという傾向は角島には出て来ています。
縄をやって獲るということにシフトしていますが、5、6年前ぐらいからこの角島沖の方に大型魚がジャンプして、100キロ、200キロが獲れだしてその辺りから考え方が変わってきたから私もなんとも言えんけど、本当に良い具合に行けばよいのだけれど。
回遊魚だからちょっと分らないところがあります。何とも言えないところですよ。
角島の漁師に関しては、大型魚にシフトする考えです。

濱本会長 他にご意見等がなければ、第3号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。
第3号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
本日の議案は以上となります。
続いて、報告事項に移ります。
報告事項ア「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について」水産振興課より報告をお願いします。

吉中主査

水産振興課の吉中です。座って説明させていただきます。

お手元の資料の29ページをご覧ください。

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告についてということで、この資源管理の状況等の報告につきまして、漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況等についてですね、免許を受けた者から年に1回、知事の方に報告をしてもらう形になっております。

この報告を受けて、県の方で、漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうか、その辺の判断資料として利用をさしていただいて、県知事の意見を付して海区漁業調整委員会に報告をさせてもらう形になっております。

2として、作成留意事項ということで、令和3年2月に、こういう形で報告をしてくださいねという形で通知の方を出しております、それに基づいて漁協さんの方から報告の方が出てきている形になります。

3としまして、提出状況ということで、今回についてはですね、令和5年の状況報告ということで、お手元に、A3の資料でまとめたものを添付しております、これ色々説明すると長くなりますので、またご覧いただけたらと思います。

30ページをお開きください。

30ページが県知事からの意見という形で書かしてもらっております。

提出された報告につきましては、一部について水揚状況が把握できない漁業権なり、利用が低調なものも見受けられたという状況でございます。

漁協による組合員の水揚げの把握がスムーズに行えるように、令和5年度の漁業権切替えにおいて行使規則で、組合員から水揚げの報告をしてくださいという規定を行使規則に盛り込んでおります。

あと、利用が低調な漁業権について行使者数の減少なり漁業者の高齢化といったところから操業頻度が低下しているというところもあろうかと思いますが、漁業権によっては行使状況に濃淡があるということで、そういった低調な漁業権につきましては、漁場の入り合いの促進ということで、これも令和5年度の漁業権切り替えにおきまして、行使規則で組合員の行使権の資格を柔軟に対応できるような形で措置をしているところでございます。

現状において法に基づく指導、勧告の対象となる事例はないというふうに考えておりますが、漁業権の利用の実態を把握して適切かつ有効に活用するというのは、漁業権者の方に課せられた義務というところでもありますので、引き続き適切な制度運用を漁協に対して指導して行くとともに、今後、法に基づく指導なりの実施の取り扱いについてですね、検討させていただきます、法に基づく指導等の事例が出

てくれば、また、漁業調整委員会の方に報告の方をさせていただいた上で、意見もいただいた上で、適切な指導等をして行きたいと考えております。

以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

続いて、報告事項イ「第22期第5回響灘連合海区漁業調整委員会の結果について」

事務局より報告をお願いします。

吉中主査

引き続き吉中から事務局として説明をさせていただきます。

(書記として
説明)

お手元の資料の33ページをご覧ください。第22期第5回響灘連調委の結果についてということで、先日、3月19日に開催されております。

北九州市で開催されまして、当海区からは濱本会長、中島副会長、森澄委員、宇都宮委員に出席していただいております。

議題及び結果ということで、第1号議案につきましては、山口、福岡両県いか釣漁業に関する覚書、これの更新についてということで、有効期間をまた1年間として従前の内容で覚書を更新することで了解されております。

それと、その他ということで、報告事項で響灘調整にかかる行政間協議の結果について報告をしています。

1ページめくっていただきまして34ページに別紙という形で付けておりますけど、この内容で連調委で報告をさせていただいております。

説明は以上になります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

続いて、報告事項ウ「第58回島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について」

事務局より報告をお願いします。

吉中主査

はい、引き続き吉中から説明をさせていただきます。

(書記として

資料は35ページをお開きください。第58回島根山口連調委の結

説明) 果についてということで、2月18日に浜田市で連調委が開催されました。

当海区からは、濱本会長、吉村委員、仁保委員、久原委員が出席をされております。

議題及び結果ということで、第1号議案につきましては、令和7年度入漁調整ということで、これについては山口県からですね、島根県の方への入漁ということで、下に書いてあります通り、まき網漁業については9統以内、すくい網につきましては5隻以内ということで、これ例年通りの形になりますけど、そういった形で承認されております。

それと、その他報告事項ということで、ひき縄釣り漁業につきまして、令和6年度のひき縄釣り漁業の操業状況につきまして報告をさせていただきます。

説明は以上になります。

濱本会長 ただ今説明がありました、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長 続いて、報告事項エ「第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」

水産振興課より報告をお願いします。

國森主任 水産振興課生産振興班の國森です。座って説明させていただきます。報告事項のエとしまして、第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について報告をいたします。

令和7年の2月25日に東京都で開催されまして、本県からは中島委員が出席をされております。

議事につきましては記載の通りでございますけれども、まず1番、太平洋くろまぐろの遊魚に関する委員会指示についてということで、大幅な変更がありましたので、説明をさせていただきます。

下の四角に囲った項目について変更がございました。

まず、採捕の報告について、年間の採捕数量は40トンから60トンに増えました。

採捕上限の設定ということで、令和6年は複数月で設定されていたものが、令和7年からは毎月均等ということですね、60トンに12ヶ月で割って月5トンということになっております。

それから、保有制限ということで、1人1日1尾しか獲れなかったものが1人1月に1尾ということに変更されております。

それから、採捕報告の期限は、3日以内とされていたものが1日、

翌日までということになっております。

そして、委員会指示の有効期間ということで、これは1年だったものが2年に延長されております。

これは、漁業者等の要望等もあり、違反者への裏付け命令の効力もこれに伴って2年間ということになります。

それから、報告の項目や提出書類の追加ということで、尾さ長や陸揚げ場所、計量方法、遊漁船登録番号、船舶番号または船舶検査済証の番号、尾さ長が確認できる写真、本人確認写真、免許証等ということで、今までは尾数とキロ数、釣った場所のみの報告で良かったものが、このような項目について追加をされて、正確性が担保されるようにされております。

それからもう1つは、令和8年なので来々漁期からになりますけれども、4月から届出制を導入することが決定されました。

これによって、くろまぐろ釣りする方は事前に登録をする、届け出をするということが必要になってまいります。

届け出の具体的な期間や項目についてはこれから決定するという事になっております。

(2)以降ですけれども、とらふぐ、がざみに関しての委員会指示の更新、これは従前通り更新ということになりました。

それから、(4)のまあじ、まさば、まいわし等について、これも今まで通りの取り組みをするということになりました。

以下、(5)、(6)について、この記載のような議事が行われましたけれども、この内容については割愛させていただきます。

説明は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

続いて、報告事項オ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について(さば類)」

水産振興課より報告をお願いします。

國森主任

はい、引き続き、國森から報告させていただきます。

報告事項のオ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」付帯決議ということで、管理年度の途中に漁獲可能量が追加される場合においては、手続きを円滑に行うために、海区漁業調整委員会に対しては事後報告させていただくということにさせていただいております。

今回、2月27日にさばのTACが200トン追加されて、県全体

で3,000トンのTACになります。

中型まき網にはその8割に相当する2,400トンが配分されておりますので、報告をさせていただきます。

現状のTACの消化率はおよそ25パーセントほどとなっております。例年に比べ少し低調ということになっておりますけれども、これから4月、5月以降の漁獲を期待しております。

以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

-----特になし。-----

濱本会長

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

慎重なご審議、ありがとうございました。なお、本日の委員会をもって第22期の委員会を終了しましたので、私の方からあいさつをさせていただきますと思います。

委員の皆様には、令和3年4月から4年間、様々な議題について活発に議論していただきました。

改正漁業法による新たな資源管理や漁業調整等難しい問題もありましたが、皆様のおかげで、委員会としての役割を果たすことができたのではないかと考えています。

また、私事となりますが、平成28年から当海区の会長を務めさせていただき、皆様のご協力の基に、何とかここまでやってこれたと考えております。

委員の皆様の中には、私も含め、今期限りの方もおられると思いますが、引き続き、本県水産業の発展にご尽力いただければと思います。

また、来期も残られる委員の皆様には、引き続き、本県水産業の舵取り役として、大いに力を発揮していただければと思います。

最後に、本県漁業者の大漁と航海安全、そして皆様のご健勝を祈念しまして、私の締め挨拶とさせていただきます。

4年間、大変お疲れ様でした。

(14:08 終了)

上記のとおり令和6年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人